

日時：令和2年8月31日（月）

午後2時00分から4時00分まで

場所：横浜市研修センター3階 301・302号室

## 第45回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 専門委員会委員の変更について
- (2) 小委員会委員の変更について
- (3) 福祉のまちづくり推進指針の素案について

### 3 報告

- (1) バリアフリー法の改正について
- (2) 専門委員会における検討状況について
- (3) エスカレーター的安全利用に関する取組について
- (4) 「横浜ユニバーサルツーリズム事業」について
- (5) バリアフリー基本構想について
- (6) 令和元年度 横浜市社会福祉協議会の福祉啓発事業報告について
- (7) 令和元年度及び2年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について

### 4 その他

#### 《配付資料》

資料1 次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の素案について

資料1別紙 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）（案）

資料2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
（概要）

資料3 専門委員会における検討状況について

資料4 「立ち止まって乗ろう エスカレーター」九都県市が一体となって取り組みます  
（横浜市記者発表資料）

資料5 「横浜ユニバーサルツーリズム事業」について

資料6 横浜市バリアフリー基本構想について

資料7 令和元年度 横浜市福祉のまちづくり推進に関する社会福祉協議会の福祉啓発  
事業報告について

資料8 令和元年度及び2年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について

裏面あり

- 参考資料 1 横浜市福祉のまちづくり推進会議について
- 参考資料 2 横浜市福祉のまちづくり条例
- 参考資料 3 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

## 次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の素案について

## 1 趣旨

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年条例第 90 号。以下「条例」といいます。）第 12 条に基づき、策定しています。現行推進指針の期間が令和 2 年度までとなっているため、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）の下部組織である小委員会（別紙参照）を設置し、次期推進指針策定に向けた検討を行ってきました。

このたび、次期推進指針の案がまとまりましたのでご説明します。

## 条例（指針の策定）

第 12 条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

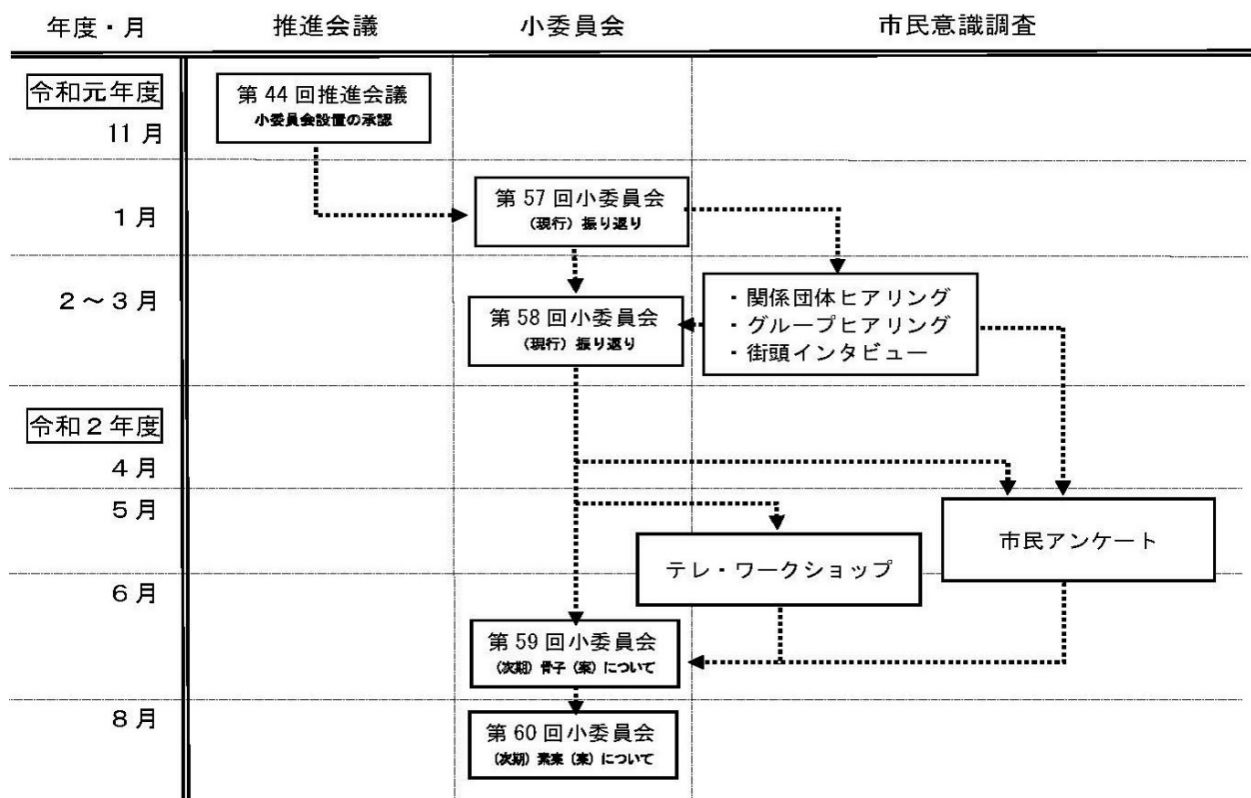
2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

## 2 これまでの検討内容及び経緯

小委員会で現行推進指針の振返りや次期推進指針の検討を行ったほか、福祉のまちづくりの現状把握を目的とした市民意識調査を行いました。



(1) 関係団体ヒアリング

推進会議委員の所属団体に対してヒアリングを行いました。

(2) グループヒアリング

推進会議委員の所属団体以外の当事者・支援団体にグループヒアリングを行いました。

(3) 街頭インタビュー

市内の駅前の歩行者に対して街頭インタビューを行いました。

(4) 市民アンケート

小委員会で出た御意見や上記ア～ウの内容を基にアンケート項目を作成し、3,500名の市民を対象にアンケートを実施しました（住民基本台帳から無作為抽出、郵送方式）。

(5) テレ・ワークショップ

障害当事者が所属する団体や福祉・バリアフリーに関連する活動を行っている個人・団体、地域やまちづくり関係の活動をする人などに参加を募り、Web 会議ツールを通じて、意見交換をしていただきました。

### 3 次期推進指針の内容

(1) 全体に関する考え方

- 策定期間は、社会情勢の変化に対応するため、現行推進指針と同様の**5年間**とします。
- 主に**福祉のまちづくりに関心が低い層**や**無意識な層**をターゲットとし、構成や文言・説明をわかりやすくします。
- 標題には「**ふくまちガイド**」といった通称を使用し、市民や事業者の皆様が親しみやすい名称とします。
- 福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿として「**ビジョン（未来像）**」を示します。また、市民・事業者・市（行政）に共通する大切な考え方である4つの「**ポリシー（理念）**」や、「**アクション（行動）**」する上で参考となる基礎知識や事例を紹介します。
- 社会モデル**や**SDGs**といった新たな理念について記述します。

## (2) 主な改定概要

次期推進指針は主に「ビジョン（未来像）」、「ポリシー（理念）」、「アクション（行動）」の3つで構成されています。

### ビジョン（未来像）

「ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、  
多様性を尊重する横浜のよさを育み、  
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」

- ・ 基本的には、現行推進指針の「基本となる方向性」を継承しています。
- ・ 「横浜のよさ」として、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れ、大切にしている風土があることを明記しました。
- ・ 「インクルーシブ」という言葉を用い、「全ての人が受け入れられ、参加できる」という考え方を反映します。
- ・ 5年後も含め、将来的に目指す理想的な状態像として位置づけます。

### ポリシー（理念）

#### ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者など、社会には多様な人がいることを認識した上で、相手を知ろうとする、考える姿勢を持ち続けることの大切さを説明します。

#### ポリシー2 一緒に活動する

直接福祉に関係のないことでも、趣味や地域活動を通じ、様々な人と一緒に活動することで、それぞれの価値観を尊重する社会の実現につながることを説明します。

#### ポリシー3 まずはやってみる

身近なところから何ができるかを考え、できることからでもまず始めてみることの重要性を説明します。

#### ポリシー4 もっともっとバリアフリー

着実にバリアフリー整備を進めていくことや、バリアフリーに関する適切な情報提供、利用者の声を反映した施設整備の重要性を説明します。

### アクション（行動）

#### 基礎知識

- ・ 高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する基本的な情報を紹介します。
- ・ ヘルプマークなど、様々なマークを紹介します。

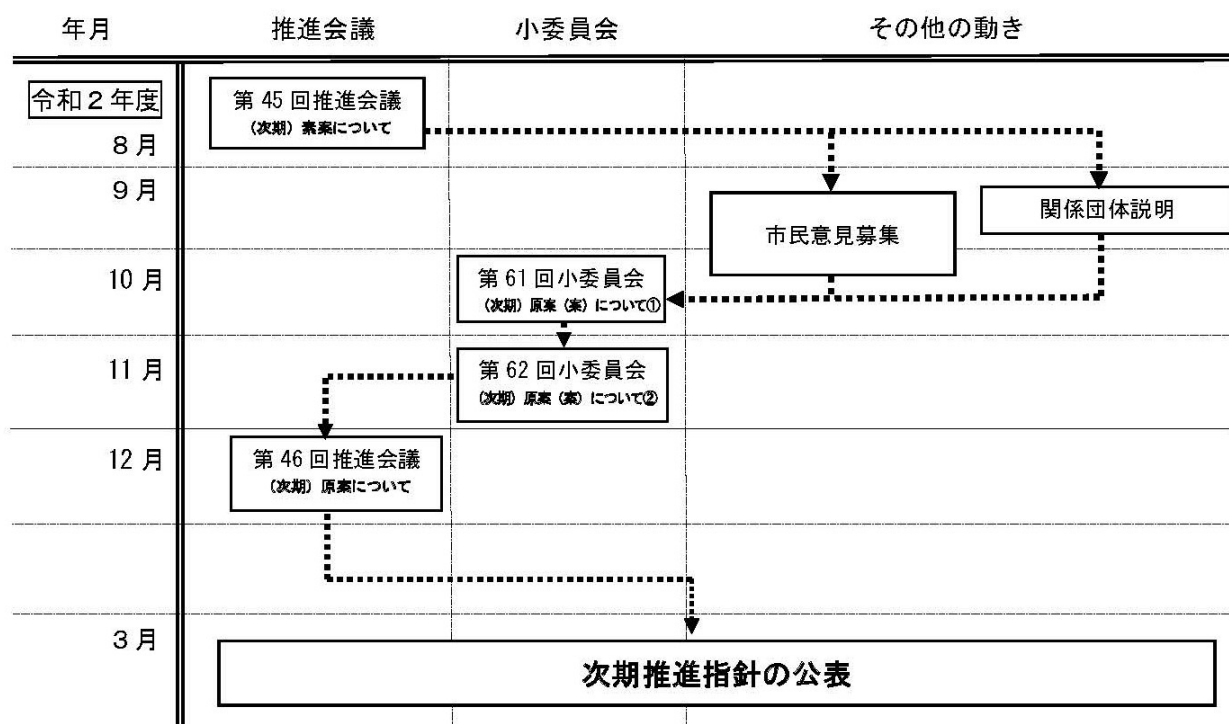
#### 事例紹介

読者が福祉のまちづくりへ参加するヒントとなるような、市民・事業者・市（行政）の取組事例を紹介します。

(参考) 現行・案比較表

	現行	案
標 題	横浜市福祉のまちづくり推進指針 ～横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり～ (平成 28 年度～32 年度)	ふくまちガイド ～横浜市福祉のまちづくり推進指針～ (令和 3 年度～7 年度)
項 目	「横浜市福祉のまちづくり推進指針」とは	1 『ふくまちガイド』とは (1) 『ふくまちガイド』とは (2) 福祉のまちづくりのあゆみ (3) 横浜を取り巻く状況 (4) 福祉のまちづくりの課題 (5) ふくまちガイドの構成
	1 横浜市福祉のまちづくりのあゆみ	(概要は 1、詳細は 5 へ移動)
	2 横浜市福祉のまちづくり推進指針のあゆみ	(5 参考資料へ移動)
	3 推進指針の内容 ～平成 32 年度までにヨコハマがめざすまち～ (基本となる方向性) 「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」	2 ビジョン (未来像)  「ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」
	4 福祉のまちづくり推進のための取組の考え方	3 ポリシー (理念) ポリシー 1 みんな違ってあたりまえ ポリシー 2 一緒に活動する ポリシー 3 まずはやってみる ポリシー 4 もっともっとバリアフリー
	5 福祉のまちづくり推進のための 4 つの取組 ①福祉のまちづくりに関する啓発・教育の推進 ②必要な人に必要な情報が届く仕組みと地域のつながり ③福祉のまちづくりの新しい担い手との協働 ④利用者参加による多様な施設のバリアフリー	
	(新設)	4 アクション (行動) (1) 基礎知識 (2) 事例紹介
	6 市民アンケート考察	(5 参考資料へ移動)
7 資料編 (1) 主な用語の説明 (2) 障害の理解と配慮について (1、2 から移動) (3) 推進指針 (平成 28～32 年度) 策定の流れ (4) 推進会議委員名簿 (第 9 期) (5) 推進会議委員名簿 (第 10 期) (新設) (新設) (6) お問い合わせ先	5 参考資料 (4 へ移動) (4 へ移動) (1) 福祉のまちづくりのあゆみ (全国、横浜市、推進指針) (2) 推進指針 (令和 3 年度～7 年度) 策定の流れ (3) 推進会議委員名簿 (第 12 期) — (4) 小委員会委員名簿 (5) 市民意識調査の結果 (6) お問い合わせ先	

#### 4 今後のスケジュール（予定）



(案)

# ふくまちガイド

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

表紙でくまによる  
「ふくまち」の説明

令和 年 月

横浜市



市長あいさつ

推進会議メッセージ

## 目次

- 1 『ふくまちガイド』について
  - (1) 『ふくまちガイド』とは
  - (2) 福祉のまちづくりのあゆみ
  - (3) 横浜を取り巻く状況
  - (4) 福祉のまちづくりに関する課題
  - (5) ふくまちガイドの構成
- 2 ビジョン（未来像）
- 3 ポリシー（理念）
  - (1) みんな違ってあたりまえ
  - (2) 一緒に活動する
  - (3) まずはやってみる
  - (4) もっともっとバリアフリー
- 4 アクション（行動）
  - (1) 基礎知識
  - (2) 事例紹介
- 5 参考資料
  - (1) 福祉のまちづくりのあゆみ（全国、横浜市、推進指針）
  - (2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）策定の流れ
  - (3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第12期）
  - (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会委員名簿
  - (5) 市民意識調査の結果
  - (6) お問い合わせ先

# 1 『ふくまちガイド』について

## (1) 『ふくまちガイド』とは

福祉のまちづくりを計画的に推進するために定める「横浜市福祉のまちづくり推進指針※（以下「推進指針」という。）」のことで、皆様に親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。

ふくまちガイドでは、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指すビジョン（未来像）と、そのビジョンを実現するためのポリシー（理念）を掲載しています。

また、これまでの取組から明らかになった課題や参考となるような様々な事例も掲載しています。

福祉のまちづくりを推進するのは、ふくまちガイドを手にとってくださった皆様をはじめ、市（行政）・事業者・市民など横浜に関わる全ての人です。そこには、暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含まれます。

福祉のまちづくりを推進することで、皆様にとっても生活しやすいまちになります。

ふくまちガイドを手にとっていただいたことが、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」について、考えるきっかけになれば幸いです。

ツアーガイドのようなイメージで先頭に「ふくまちのくま」を配置。  
その後ろに老若男女、外国人、いろいろな人を配置。  
背景は、横浜をイメージする景色（みなとみらい）

## ※ 横浜市福祉のまちづくり推進指針

横浜市福祉のまちづくり条例第 12 条に「福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針」として定められています。推進指針では、福祉のまちづくりに関する目標、施策の方向、市・事業者・市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針を定めています。

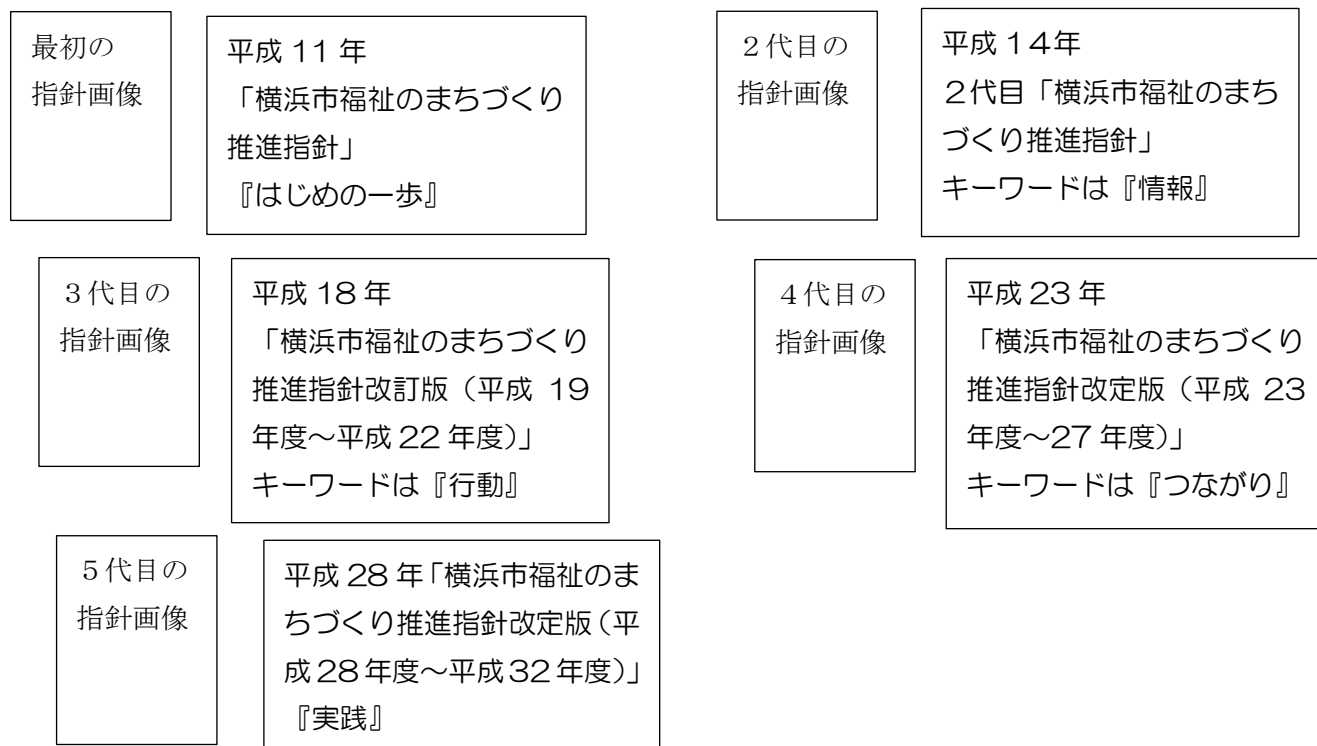
## (2) 福祉のまちづくりのあゆみ

横浜市では、昭和 49 年に地域社会で福祉の芽を育てるための環境作りとして、「福祉の風土づくり運動」を開始しました。

また、建築物等の整備を福祉の視点から促進するため、昭和 52 年に「福祉の都市環境づくり推進指針」を制定しました。

これらの取組を「福祉の風土づくり推進事業」とし、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを進めてきました。

そして福祉のまちづくりを総合的に推進するため、平成 9 年 3 月に「横浜市福祉のまちづくり条例 ※」を制定し、それに基づき、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。



令和 3 年「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和 3 年度～令和 7 年度）」を作成

### ※ 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたものです。「暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念としています。

### (3) 横浜を取り巻く状況

#### ○人口減少社会の到来

「横浜市将来人口推計」によると、横浜市の人口は 2020 年代をピークに減少していくと推計されています。

#### ○超高齢社会の到来

65 歳以上の高齢者の割合は 24.5%（令和 2 年 3 月 31 日時点）で約 4 人に 1 人が高齢者です。2040 年（令和 22 年）には約 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。

#### ○在住外国人の増加

市内に在住する外国人は 105,287 人（令和 2 年 3 月 31 日時点）で、5 年前と比べて約 34%上昇しています。

#### ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」のいわゆる「社会モデル※」の考え方にに基づき、平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

#### ○「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際連合では、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めています。その中で「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



#### ※社会モデル

障害は、病気や外傷等から生じる個人の問題ではなく、その人を取り巻く環境が生み出しているという考え方です。本冊子もこの考え方にに基づき作成しています。

#### (4) 福祉のまちづくりの課題

福祉のまちづくりの課題を把握するため、障害者などの関係団体ヒアリングや市民アンケートなどの市民意識調査を行いました。そこから見えてきた課題は以下のとおりです（調査の詳細は「5 参考資料」参照）。

##### ○多様性の理解

社会には高齢者、障害者、子育て中の人、外国人など様々な人が暮らしています。しかし、相手に対する理解の不足や思い込みなど**周囲の状況**により、日常生活の中で不安を感じたり、困りごとを抱えている人がいます。

##### ○情報発信の方法

誰もが必要な情報を得られるよう、様々な方法による情報発信を求める意見が多く挙がりました。電車やバスなどの案内放送、ホームページ作成の際など、少し工夫をするだけで情報を得られる対象者が広がります。様々な情報発信の方法を学び、実践していく必要があります。

##### ○バリアフリー施設の利用マナー

エスカレーターや多目的トイレなど、様々な場所でバリアフリー施設が増えています。しかし、正しい利用方法が守られず、本当にその施設を必要としている人が安心して利用できない状況があります。

##### ○施設のバリアフリー化

市民アンケートでは、福祉のまちづくりを進めるために横浜市として優先的に取り組む必要があることとして、「公共施設や交通機関等のバリアフリー化」を求める意見が最も多くありました。利用者の意見を取り入れ、着実に施設のバリアフリー化を進めていくことが必要です。



これらの状況や課題を踏まえて、福祉のまちづくりを進めていくことが大切だね！

## (5) ふくまちガイドの構成

ふくまちガイドは、主に「ビジョン（未来像）」、「ポリシー（理念）」、「アクション（行動）」で構成されています。

### ○ビジョン（未来像）

福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す未来像。

### ○ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために大切な4つの考え方。

### ○アクション（行動）

ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための具体的な活動や行動。なお、この冊子では、アクションに必要な、知っておきたい高齢者、障害者、子育て中の人、外国人などに関する「基礎知識」や、「事例」を紹介します。

福祉のまちづくりの推進にあたっては、一人ひとりが身近なところからアクションを起こしていくことが重要です。ふくまちガイドでは、読者の皆様が一步踏み出す上で大切な考え方や、ヒントとなる情報を掲載しています。

このガイドを通じて、一緒に「ふくまちマインド」を身につけていきましょう！

## 2 ビジョン（未来像）

ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、  
多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、  
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

### ○ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、

知識や情報といった無形の要素であるソフトと、施設や設備といった有形の要素であるハードは切り離せるものではありません。両方を一体的にとらえ、横浜に関わる全ての人と一緒に取組を進めていきます。

### ○多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、

横浜は、開港当時から国内外の様々な文化を受け入れ発展してきました。その中で培われた、多様性を大切にする風土を将来につなげていきます。

### ○安心して自由に生活できるインクルーシブ<sup>※</sup>なまち

誰もが、心置きなく、自分の意思で、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送り、様々な活動に参加できるまちを目指します。

このビジョンの実現のためのポリシーについて、次のページからご説明します。

---

#### ※インクルーシブ

直訳すると「包摂的な」という意味です。「全ての人を受け入れられ、参加できる」、「誰も排除しない（されない）」、「誰一人取り残さない」という意味合いで用いられます。



### 3 ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために、市・事業者・市民が自分ごととして考え、できることの一步を踏み出せるように4つのポリシー（理念）を打ち出しました。

それぞれのポリシーは、アクション（行動）を起こす上で大切な考え方で、どれから始めていただいても構いません。ポリシーの詳細は次ページ以降で紹介します。

#### 4つのポリシー（理念）

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

ポリシー2 一緒に活動する

ポリシー3 まずはやってみる

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

## ポリシー 1 みんな違ってあたりまえ

- 常に相手を知ろうとし、考える姿勢を持ち続けることが大事です。

相手のことを知ろうとする姿勢は、偏見や思い込みの壁を取り払い、社会に多様な人がいることの理解につながります。考える姿勢を持ち続けることは、お互いに尊重し合うことです。

- 自分の価値観を押し付けず、相手の価値観を否定しないようにしましょう。

多様な人が共に生きる社会を実現するためには、自分の価値観を押し付けず相手の価値観を否定しないことが大事です。

- それぞれの違った立場から社会に関わりをもつことを尊重しましょう。

多様な立場、能力に応じて誰もが社会に貢献できるように全員参加が達成できる社会の環境、組織、人のつながりを築いていくことが大事です。

## ポリシー 2 一緒に活動する

- 関心のあること、興味のあることを通じて、様々な人とつながり、一緒に活動してみましょう。

直接福祉に関係のないことでも、様々な人と一緒に趣味を楽しむことや地域活動に取り組むことが、福祉のまちづくりに繋がっていきます。

- 活動を通じて、様々な人の感じ方や考え方を自然と理解することができます。

様々な人と一緒に活動することで、お互いを一人の人としてより深く知るようになります。知ることで、社会には様々な人がいることを理解していきます。

- 一緒に活動することが、ユニバーサルな社会の実現につながります。

様々な人と一緒に活動することで知ったそれぞれの価値観を尊重する社会を実現します。

## ポリシー 3 まずはやってみる

### ●身近なところで何ができるか考えてみましょう。

最初は、大げさなことをやろうとしなくても構いません。既に行っていることの中で、誰かのためにできることがないかをまずは考えてみましょう。

### ●ちょっとした行動や工夫が、様々な人の暮らしやすさにつながります。

様々な理由で困っている人を見かけたとき、声をかけたいと思う人は多くいます。そのようなときは、躊躇せず声をかけ、また困っている人から発信することも大事です。コミュニケーションによって、様々な人の暮らしやすさへ一歩近づきます。

### ●横浜に関わるすべての人が、少しずつやってみましょう。

横浜に住む人、働く人、訪れる人などみんなが、背伸びすることなく、できることをやってみることから、福祉のまちづくりは始まります。

## ポリシー 4 もっともっとバリアフリー

### ●着実にバリアフリーを推進しましょう。

今までもバリアフリーは進められてきましたが、誰もが安心して自由に生活できる「環境」を目指して、更なるバリアフリーを着実に進めていくことが重要です。

### ●だれもが入手できるバリアフリーな情報が必要です。

バリアフリーに関する情報やその設備の使い方など、情報を集約し、適切に提供することが求められています。アクセシビリティを意識し、情報を必要とする人にきちんと届くようにしましょう。

### ●様々な利用者の声を聞くことで、誰にとっても使いやすく便利な施設や製品・サービスにつながります。

バリアフリーの実現には、利用する人の声を聞く必要があります。決められた基準を守るだけでは、利用者でなければわからない問題を見過ごしてしまいます。様々な人の意見を聞いてみましょう。

## 4 アクション（行動）

ここでは、ポリシー（理念）に基づき、一人ひとりのアクション（行動）につながるヒントを掲載します。

### (1) 基礎知識

○どんな人が社会を構成しているの？

まちには多様な人がおり、まちの環境によって困った状況に置かれることがあります。怪我や病気によっても同様です。

誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、社会に多様な人がいることを理解し、ソフトとハードの両面において「バリア＝障害」を生み出さないことが大切です。

困っている様子の人に気づけるアンテナを身につけましょう。気づいたら基本はコミュニケーションです。自分の思い込みでなく、何に困っているのか、どのようにしたらいいのかを相手に聞いて行動しましょう。

○高齢者

加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段の上り下りに困難が生じたりします。また、視力や聴力などの感覚機能の低下を伴うこともあります。これらのことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等への即応や新しい機器類への順応が難しくなります。

【アクション（行動）への第一歩】

- ・公共交通機関の中では、席を積極的に譲りましょう。
- ・重そうな荷物を持っていたり、段差や傾斜などで困っていると感じた時は、「お手伝いしましょうか？」と必ず一声かけてから積極的に介助しましょう。

## ○認知症

認知症とは色々な原因で脳の神経細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことをいいます。

誰もがかかる可能性があり、加齢とともに発生する割合が増加しますが、65歳未満の人が発症する若年性認知症もあります。若年性認知症は働き盛りに発症するため、仕事や家事が十分にできなくなるなど勤務先や家族などへも影響が大きく、老年期の認知症とは異なる問題が生じます。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 道に迷っているような高齢者がいたら、様子を見ながら声をかけましょう。様子を見て、本人が助けを必要としているときには近くの交番に連絡をしましょう。
- 近所で認知症の方がいることがわかっている場合には、できる範囲で家族の見守りを手助けしましょう。

## ○子育て中の人

子育て中の人が出るときは、おんぶやだっこ又はベビーカーを押しながら大きな荷物を持つ必要があるため、移動をする場合多くの困難を伴います。また、移動の途中で授乳やおむつ替えが必要になることがあります。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 公共交通機関の中では、席を積極的に譲りましょう。
- ベビーカーや荷物を抱えて、段差や傾斜で困っていると見られるときは、「お手伝いしましょうか？」と必ず一声かけてからお手伝いしましょう。
- みんなで子育てをする気持ちで見守りながら応援しましょう。

## ○外国人

自身と異なる言語でのコミュニケーションや文化、生活習慣に慣れていない人もいます。また、会話はできても、日本語の文章を読むことが苦手な人もいます。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 相手の立場に立って考える意識を大切にし、違う文化や習慣を認めながら互いに尊重することを心がけましょう。
- やさしい日本語や図記号（ピクトグラム）を使ったチラシ配布、ジェスチャーを交えゆっくりした話し方に努め、必要な情報を簡潔に伝えることを心がけましょう。

## ○性的少数者（セクシャル・マイノリティ）

性的少数者（セクシャル・マイノリティ）とは、様々な性のあり方の中で、少数の立場のことをいいます。性的指向について少数であるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、性自認について少数であるトランスジェンダーの頭文字をとってLGBTといわれることもあります。また、LGBTの4つの類型にあてはまらない人たちもたくさんいます。

性的指向…自分がどのような性別を好きになるかということ。

性自認…自分がどのような性別かという自覚のこと。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 様々な性のあり方について理解し、身の回りの習慣や常識となっている考え方について改めて確認してみましょう。

## ○車いす使用者

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具であり、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。一般的に車いす使用者は、段差や坂道、狭い通路等の移動が困難であるほか、手の届く範囲も限られてしまうため、ボタンやスイッチを押す動作や、ドアを開閉する等の動作も困難な場合があります。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 車いす使用者が移動しやすいように、歩道や通路には、自転車やバイク、看板等を放置しないようにしましょう。

## ○杖使用者

歩行する人の中には歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいます。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としています。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 公共交通機関の中では、席を積極的に譲りましょう。特に、手すりが近くにある席は、杖使用者にとって立ち上がりの際の支えとなります。

## ○上肢障害者

上肢の痛みや変形、麻痺、握力の低下等から、つまんだり握ったりといった手指の細かい操作や、腕を伸ばす動作が困難になる場合があります。扉の開閉や水道の蛇口の操作等、力を入れる動作も苦手です。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 立ち上がりや、段差、階段の昇降を介助する場合は、無理に引き上げたり押ししたりせず、相手の動きに合わせて介助しましょう。

## ○視覚障害

視覚障害というと、目が全く見えない（全盲）と思われがちですが、残存視力のある方（弱視）も多くいます。視覚障害に対応するまちづくりを考えるときは、全盲の方に対応するばかりではなく、弱視などの方にも十分配慮する必要があります。白い杖（白杖<sup>はくじょう</sup>）は、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えないことを知らせるためにも使います。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 立ち止まったり、何かを探している時には、「何かお手伝いしましょうか？」と一声かけてから行動するように心がけましょう。
- 情報を伝える際には、見た情報を言葉に置き換えて伝えるようにします。例えば、「あちら」や「こちら」等の指示語を使わず、右、左、Om 先などできるだけ具体的な説明が大切です。

## ○聴覚障害

耳が聞こえない、又は聞こえにくい障害です。外見からは身体のどこに障害があるのか分かりにくいいため、接し方や援助方法の理解が難しい場合があります。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちになります。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境等の違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- すべての聴覚障害のある人が、手話を理解するわけではありません。手話以外にも、筆談やスマートフォンのアプリなど様々なコミュニケーション手段があります。柔軟に活用しましょう。
- 筆談の際には、単語を中心に、分かりやすい簡潔な文章になるよう心がけましょう。



## ○内部障害

疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸等の機能に障害があり、日常生活での活動が制限されている状態です。内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、困っていることがわかりにくいのが特徴です。

内部障害者の利用している機器や治療法の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工透析導入、人工肛門装着、人工呼吸器装着などがあります。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 公共交通機関などでヘルプマークを付けている人が困っている場面を見かけたら、外見で判断をせずに声をかけてみましょう。
- 内部障害のある方がいるということを理解し、温かく見守ることが大切です。

## ○知的障害

先天性または出生時等に、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他者とのコミュニケーション等の社会生活に困難が生じる障害です。支援を必要としていても、社会で活躍されている方もいます。また、支援を必要としない方も大勢います。

## ○発達障害

自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動症（ADHD等）、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また、発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

## ○精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病など）、てんかん等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしにくさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

### 【アクション（行動）への第一歩】

- 話しかけるときは、笑顔でゆっくりやさしい口調で声を掛けます。また、話を聞くときは、リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせます。
- 必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認します。「はい」か「いいえ」で答えられるように質問します。
- 説明をするときは、ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認します。

(2) 事例紹介

掲載事例検討中

## 5 参考資料

### (1) 福祉のまちづくりのあゆみ

#### ア 全国における福祉のまちづくり

○「福祉のまちづくり」は、1970年代から「心身障害者対策基本法（現行：障害者基本法）」や日本万国博覧会などを契機に、公的施設・バス等における障害者への配慮やバリアフリー化の取組として、仙台市、町田市、川崎市、神戸市などでスタートしました。1981年の国際障害者年を契機に、バリアフリーの整備を求める福祉環境整備要綱が各都市において制定されるなど、全国的な広がりをみせました。

○1990年代に入ると、次々と公共施設、鉄道・バス等で環境整備が拡大されました。その背景には、「障害者基本法」の改正（1993年）とハートビル法の制定（1994年）が大きく影響しています。同時に、この時期は「高齢社会対策基本法」（1995年）、高齢社会対策大綱（1996年）、「介護保険法」（1997年）等からも分かるように、高齢化社会の進展への対応という側面も付加されました。

○2000 - 2010年代は、「交通バリアフリー法」（2000年）、「ハートビル法」改正（2002年。対象建物の拡大、市町村等条例への委任など）から始まり、本格的な少子高齢社会の到来に対応するため、「障害者自立支援法」（2004年）と「バリアフリー法」（2006年。交通バリアフリー法とハートビル法の統合）が施行され、取り巻く環境は拡充されました。また、2006年には、第61回国連総会にて「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、2008年に発効しました。これに伴い、国内では「障害者基本法」の改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど、様々な法制度等の整備が行われました。

#### イ 横浜市における福祉のまちづくり

○地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、市民相互の支え合いの大切さを語り学び合う「福祉の風土づくり運動」を1974年からスタート。並行して、福祉の視点で建築物等のハードを整備するため、「福祉の都市環境づくり推進指針」（1977年）を定め、「福祉の風土づくり推進事業」として、ソフトとハードを一体的に取り組みました。

○ソフトとハードをより総合的、一体的に進めることをめざし、市民、事業者、学識経験者等で構成された福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて、「横浜市福祉のまちづくり条例」（1997年）を制定しました。

○バリアフリーの整備基準は、「福祉のまちづくり条例」と「建築物バリアフリー条例（国のバリアフリー法に基づき2004年に制定）」の2つで規定されていましたが、より一体的にバリアフリー化をはかり、また市民・事業者にとって分かりやすくすることを目的として、「改正福祉のまちづくり条例」（2012年）として一本化しました。基準の一本化に加えて、福祉のまちづくりの基本理念の明文化、市民・事業者の意見反映の明確化などがはかられました。

#### ウ 横浜市福祉のまちづくり推進指針

○1997年に制定された福祉のまちづくり条例に基づき福祉のまちづくりを着実に進めるため、2年後の1999年度には市民・事業者・市の具体的な行動計画として、「福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。2010年までの長期目標として「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」を掲げました。長期目標に加えて、短期目標（2001年まで「考えよう」、2006年まで「知ろう」、2010年まで「行動しよう」）を設定しました。

○4次の推進指針（平成23年度～27年度）からは、5年間の指針として位置づけられ、当初の長期目標は基本的な方向性へと位置づけを変更しましたが、「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」として、基本的な部分は引き継いでいます。市民・事業者・市の協働による取組として、①思いやり 助け合える まちづくり、②伝わる つながる まちづくり、③進める 活かせる まちづくり の3つを掲げたのが特徴です。

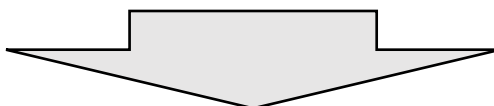
○5次の推進指針（平成28年度～32年度）では、前期の推進指針と同じスローガンを引き継ぎ、「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」を掲げています。取組の柱として①啓発・教育の推進、②仕組みと地域のつながり、③新しい担い手との協働、④多様な施設のバリアフリーの4つを掲げているのが特徴です。

## (2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）策定の流れ

推進指針は、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の下部組織である横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会（以下「小委員会」という。）で内容を検討し、策定しました。

策定にあたっては、市民・事業者・関係団体等の皆様の御意見を伺い、推進指針に反映しています。

年	月	推進会議	小委員会	市民意識調査	その他
2	1		第57回 (現行) 推進指針の振返りについて①		
	2			関係団体ヒアリング グループヒアリング 街頭インタビュー	
	3		第58回 (現行) 推進指針の振返りについて②	グループヒアリング	
	5			市民アンケート テレ・ワークショップ	
	6		第59回 (次期) 骨子(案)について		
	8	第45回 (次期) 素案の承認	第60回 (次期) 素案(案)について		
	9				市民意見公募
	10		第61回 (次期) 原案について①		
	11		第62回 (次期) 原案について②		
	12	第46回 (次期) 原案の承認			



令和3年3月

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）公表

## (3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第 12 期）

任期：令和元年7月15日～令和3年7月14日（2年間）（五十音順 敬称略）

氏名	役職	小委員会委員	備考
赤羽 重樹	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		
東 耕太郎	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部企画部長		～令和2年7月
山本 秀裕			令和2年8月～
井汲 悦子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長		
田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長		～令和2年3月
池田 誠司			令和2年4月～
石川 貴一	市民公募	○	
井上 良貞	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
滝口 正始	神奈川県警察本部 交通部交通総務課長		～令和2年3月
大竹 孝行			令和2年4月～
大原 一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授	○	
小堤 健司	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事		
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事		
下村 旭	一般社団法人 神奈川県建築士会		
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事		
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	よこはま一人子育てフォーラム 認定特定非営利活動法人びーのびーの	○	
松澤 秀夫	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長		
八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事		
山中 直人	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長		
山根 則子	横浜市オストミー協会 副会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
和久井 真糸	市民公募	○	
渡辺 正行	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部事業統括課長		

## (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会委員名簿

小委員会は、条例第7条第3項に基づき設置され、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映することを目的としています。推進指針の策定にあたり、以下の委員の皆様にご協力いただきました。

任期：令和2年1月27日～令和3年3月31日（五十音順、敬称略）

氏名	役職	推進会議委員	備考
石川 貴一	市民公募	○	
大原 一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授	○	
岡村 道夫	特定非営利活動法人横濱ジェントルタウン倶楽部 副理事長 認定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長		～令和2年4月
服部 一弘	特定非営利活動法人アニミ 理事長 認定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長		令和2年6月～
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	よこはま一人子育てフォーラム 認定特定非営利活動法人びーのびーの	○	
八木澤 恵奈	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama		
和久井 真糸	市民公募	○	



## (5) 市民意識調査の結果

## ア 関係団体ヒアリング

## ○実施概要

## (ア) 実施時期

令和2年2月12日～25日

## (イ) 内容

- これまでの福祉のまちづくりについて（良かったこと、悪かったこと等）
- これからの福祉のまちづくりについて（今後推進すべきこと等）
- 各団体で実施されている福祉のまちづくり関連の取組について

## (ウ) 対象団体

属性	団体名
子育て	よこはま一万人子育てフォーラム
知的・発達障害	横浜市心身障害児者を守る会連盟
身体障害	横浜市身体障害者団体連合会
精神障害者の家族	横浜市精神障害者家族連合会
高齢者	横浜市老人クラブ連合会（情報提供のみ）

## ○主なご意見

- ハードとソフトの考え方が分断されているように見えるが、切り離して考えることは不可能である。
- 高齢者や障害者に対する理解の乏しさにより、一般トイレを利用できる人が多目的トイレを利用したり、歩きスマホやエスカレーターでの歩行などにつながっている。
- 障害者の手助けをしたいと思っている健常者はたくさんいるので、双方から声掛けができればよい。
- 学校での福祉教育は、不自由さを伝えるのではなく、ともに暮らす人として理解を深めるものでなければならない。
- 子育て、高齢者、障害者の問題の根本は同じである。分野をつなげて考える必要がある。
- 施設整備や情報保障などのバリアフリーは、利用者の声を聞きながら進める必要がある。

## イ グループヒアリング

### ○実施概要

#### (ア) 実施時期

令和2年2月20日～3月23日

#### (イ) 内容

- ・日常生活の中で感じていることや地域や社会に対して求めることについて
- ・地域や社会での相互理解を進める上で必要なことについて

#### (ウ) 対象

属性	団体名
発達・知的障害者の親	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama
知的障害者の支援団体	社会福祉法人開く会（共働舎）
在住外国人の支援団体	特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター
性的マイノリティ	認定特定非営利活動法人SHIP
精神障害者の支援団体	社会福祉法人恵友会

### ○主なご意見

- ・制度やサービスが整ってきた反面、学校や地域の場での住み分けが進み、自然に障害について理解を深めることが少なくなり、障害者自身も地域の中で障害の有無関係なく成長していく機会が失われつつある。
- ・優しさや思いやりではなく、実際に障害者とどう接すればいいかを知ることが大切である。
- ・思いついたことをやっていると色々なことにつながる。様々な障害とそのサポートについて知っておくことは、自分が中途障害になったときにも良いことだと思う。
- ・異なる文化から生まれる発想を共有していく社会であればいいと思う。
- ・就職や転職の際に会社からの差別や無理解がある。
- ・精神障害者の事件が何件か起きると途端に信用が落ち、偏見を払拭するには時間をかけて町内会との信頼関係を築きなおさなければならない。

## ウ 街頭インタビュー

### ○実施概要

不特定多数の人を対象に、福祉のまちづくりに関する意見を聞くことを狙いとして街頭インタビューを行いました。

- 場所：戸塚駅西口、鶴見駅西口、桜木町駅東口駅前広場
- 実施日時：2月中の平日及び土曜日、いずれも午後 13 時～17 時
- 回答者数：各駅 2 回ずつ、合計 6 回で 135 人

### 質問項目

1	視覚障害者誘導用ブロックを知っていますか？
2	エスカレーターの使い方について 急いでいる時に、エスカレーターの片側を歩きますか？
3	ヘルプマークを知っていますか？
4	満員のエレベーターに乗っていてドアが開いた時、乗りたい車いすの人がいた場合、どうしますか？
5	多目的トイレを利用したことがありますか？
6	電車やバスで優先席に誰も座っていない場合、どうしますか？
7	まちなかで、(例えば車いすやベビーカー、視覚障害者を) 迷惑だと思ったことがありますか？
8	障害者(身体/精神)と接する機会が、これまでにありましたか？
9	(障害者や外国人等) 困っている人をみかけた時に、声をかけたことがありますか？

### ○実施結果

回答者のうち 7 割が障害者と接する機会があると回答しました。親族や友人に障害のある人がいる場合や、ボランティアや仕事で関わる人などです。

その中でも、ヘルプマークを知っている人は約 6 割と低くなりました。ヘルプマークはその意味がまだ十分に知られていないと思われます。

急いでいるときエスカレーターを歩くと回答した人は約 6 割という結果になりました。危険なことと理解しながらも習慣となってしまう、急いでいる場合は仕方がないといった回答が多いです。

このことから、エスカレーター歩行の危険性や 2 列で利用するように促す積極的な広報が必要です。

多目的トイレを利用したことがあると回答した人は 6 割という結果となりました。その理由としては混雑している時にやむを得ずというものが多いです。また多目的トイレに対する意見としては、数が少なく必要とする人が使えていないといった意見も挙げられています。この課題に対しては、多目的トイレを増やすことと、多目的トイレの機能を一般トイレにも付加して整備していく事などが求められています。

## エ 市民アンケート

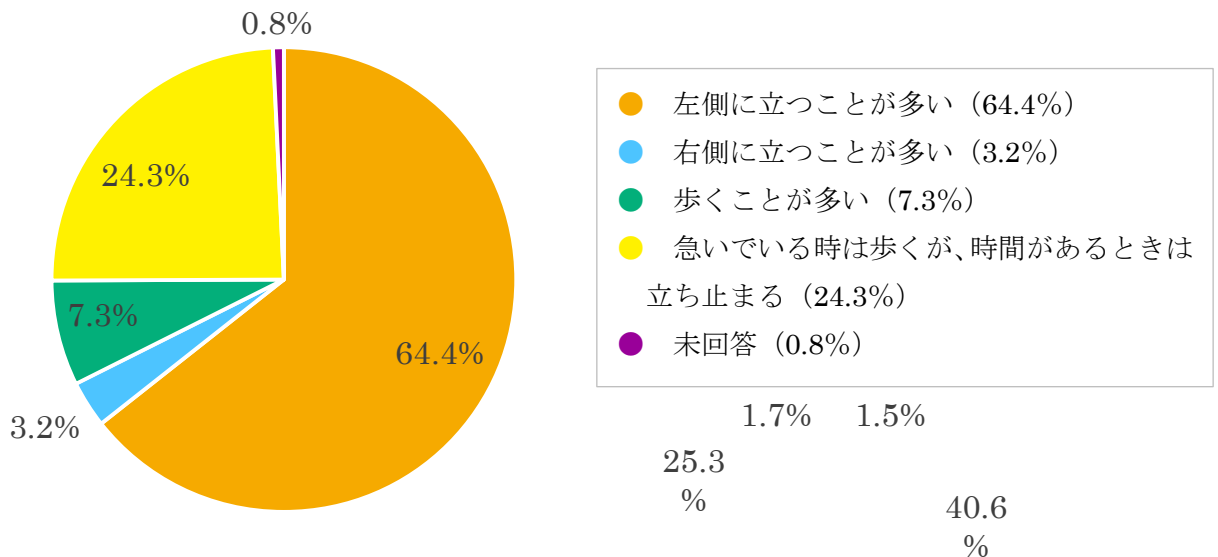
### ○実施概要

横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定に伴い、福祉のまちづくりに関するアンケートを、市民を対象に実施しました。

- ・対象者：市内に在住する 15 歳以上の市民 3,500 人を無作為に抽出
- ・配布、回収方法：郵送
- ・実施期間：令和 2 年 5 月 7 日～6 月 1 日
- ・発送数：3,500 通
- ・回答数：1,732 通（回答率：49.5%）

### ○実施概要（アンケート結果抜粋）

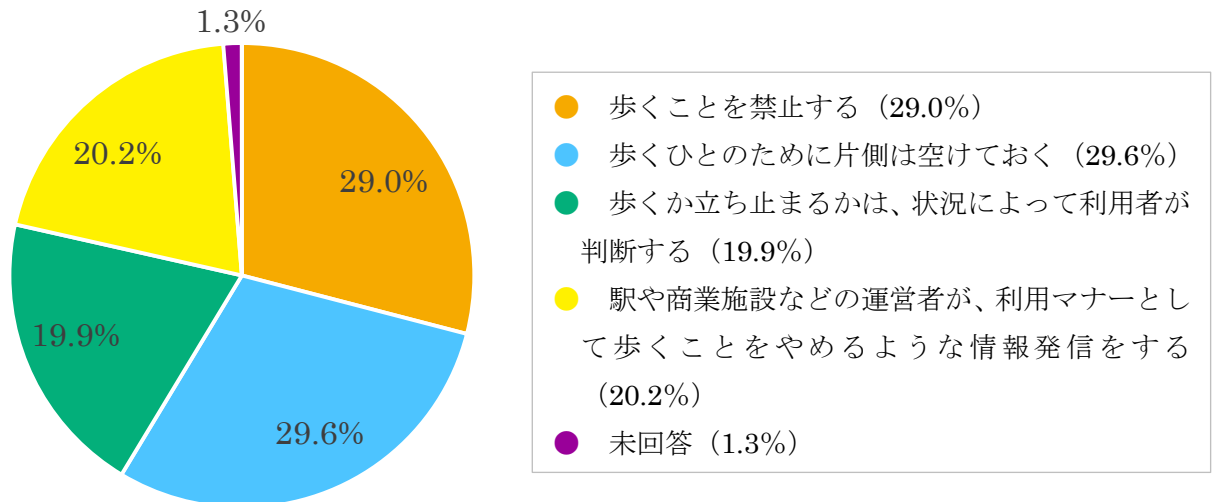
問1 エスカレーターの右側を空ける使い方が多くみられますが、あなたは普段どのように使いますか？（〇は1つまで）



最も多い回答は「左側に立つことが多い」という結果になりました。

次に多い回答が「急いでいる時は歩くが、時間があるときは立ち止まる」となったことから、多くの方がエスカレーターは立ち止まって利用していると考えられます。

一方、問2「エスカレーターの誰もが安心・快適に利用するためにはどうすればよいですか？（〇は1つまで）」の結果は以下の通りとなりました。



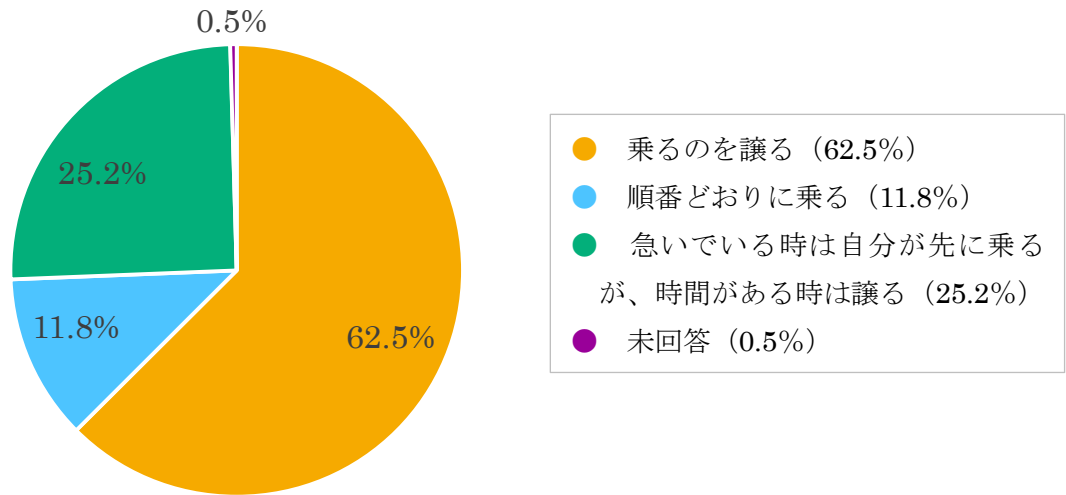
この結果から「エスカレーターを歩くことを否定的に考えている人」と「歩くことを肯定的に考えている人」は、ほぼ同数となりました。

先の回答と合わせるとエスカレーターを歩くべきではないと考えている人は一定数いますが、多くの人が左側に立っているために、結果的にエレベーターを歩くことができる環境にできていると考えられます。

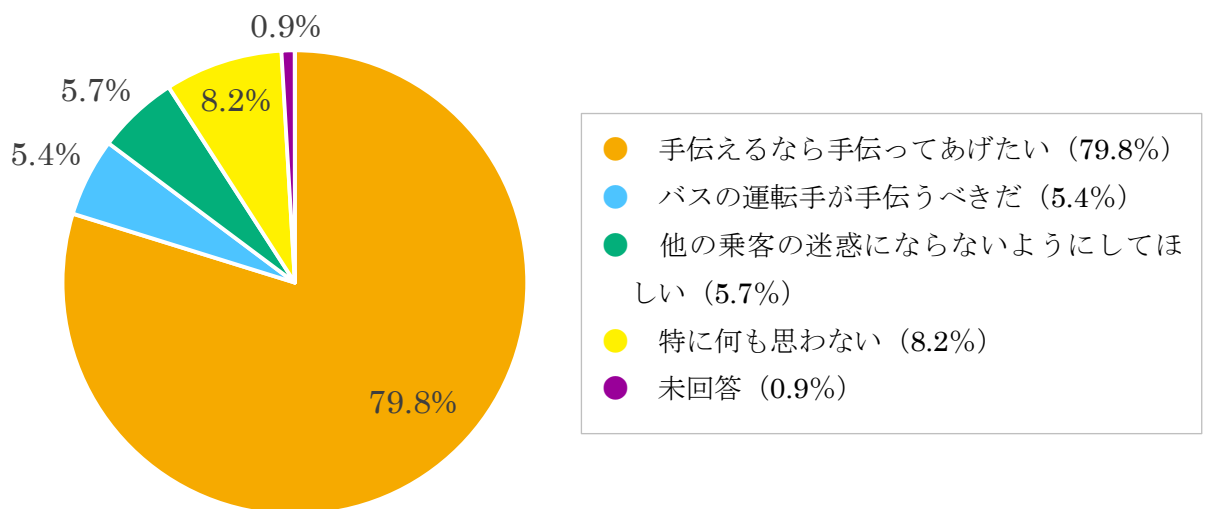
このことからエスカレーターを誰もが安心して快適に利用できるようにするためには、エスカレーター歩行の危険性を周知するとともに、エスカレーターに乗る際は、2列で乗ることを推奨していく必要があります。

## 資料 1 別紙

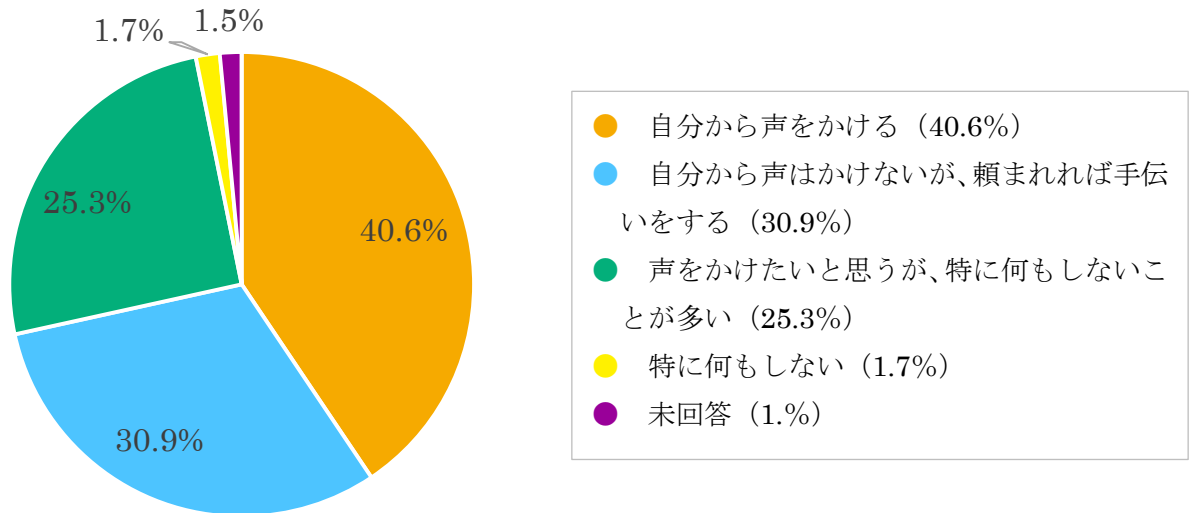
問3 「エレベーターを待つあなたの後ろで、車いす使用者やベビーカーを押している人が待っています。混雑して全員乗れそうもない場合、あなたはどのようにしますか？（○は1つまで）」



問6 あなたが乗っているバスに、ベビーカーを押している人が乗ろうとすると、あなたはどのように思いますか？（○は1つまで）



問9 日常生活の中で、様々な理由で困っている人を見かけたとき、あなたはどうしますか？（〇は1つまで）

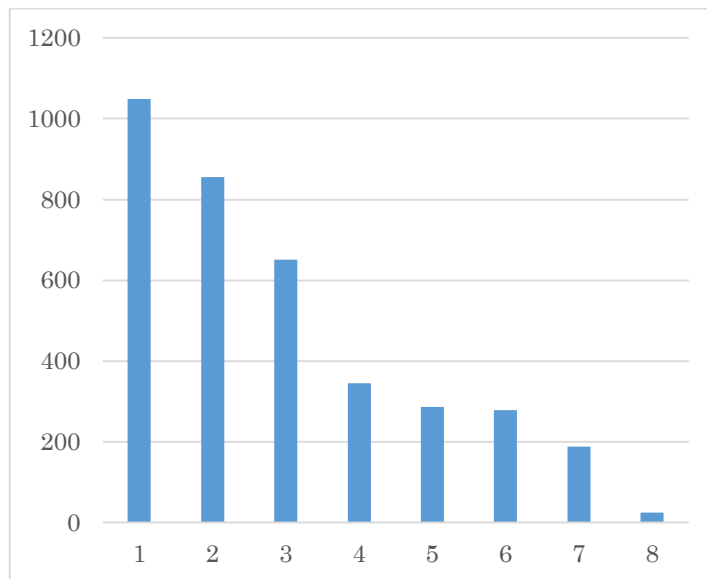


問9の結果から、困っている人を助けようと積極的に行動する人が一定数いることがわかります。一方で「自分から声はかけないが、頼まれれば手伝いをする」、「声をかけたいと思うが、特に何もしないことが多い」と答えた人が半数を超えています。

問3、問6、問9の結果から、困っている人を助けたいと思っている人が多くいるものの、積極的な行動を起こせない人も多いことがわかります。

積極的な行動を促すには、心理的なハードルを下げる必要があり、ボランティア活動などで経験や知識を習得する機会を作っていくことが有効であると考えられます。

問 11 5年前に比べて、まちの中のどのようなところでバリアフリーが進んできたと思いますか？（〇はいくつでも）



- 1 駅や建物の中にエレベーターやスロープが増えた（1048人）
- 2 ノンステップバスが増えた（855人）
- 3 多目的トイレが増えた（651人）
- 4 特にバリアフリー化が進んだとは思わない（346人）
- 5 電光掲示板やデジタルサイネージ(電子看板)など、目で見て分かりやすい情報媒体が増えた（286人）
- 6 鳥の鳴き声などで青になったことを知らせる（278人）
- 7 歩道のバリアフリー化が進んだ（188人）
- 8 未記入（25人）

駅や建物、ノンステップバスなどの公共交通機関のバリアフリー化が進んだという回答が多い結果となりました。一方で、歩道や信号機の音声案内等の障害のある人が移動する経路上のバリアフリー化は進んでいると感じている人が少ないことがわかります。

また、デジタルサイネージ等の視覚によって情報を得られる媒体についても、普及が進んでいると感じている人は少ない傾向となりました。



## オ テレ・ワークショップ

## ○実施概要

目的	福祉のまちづくりに関わる様々な立場の人が、生活の中で感じていることを話し合い、現状や課題、これからの方向性を考える。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者などの障害当事者</li> <li>・福祉、バリアフリーに関連する活動を行っている個人や団体に所属する人</li> <li>・地域やまちづくり関係の活動をする人 など</li> </ul>
参加人数	計 39 名
実施日時 及びテーマ	第1回 令和2年5月13日 18時から19時30分まで テーマ「身近な福祉のまちづくりに関する意見交換」 第2回 令和2年6月5日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について①」 第3回 令和2年6月12日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について②」
方法	web 会議ツールを使用

## ○主なご意見

## 「心のバリアフリー」について

- ・ハード整備は進む一方、心のバリアフリーはなかなか進んでいない。
- ・思いやりの心があっても、どう行動していいかわからない人も多い。
- ・行動につなげるには、座学だけでなく、楽しみながら体験できる場も必要である。
- ・心のバリアフリーとは、違いを認め合うことである。日本はモノカルチャーで、気づきにくい面もあるが、みんな違う。
- ・差別意識はなくても、相手に対する先入観や思い込みはあると思う。例えば、私は聴覚障害者だが、音楽が好きである。

## 「地域とのつながり」について

- ・地域のつながりが希薄になっている。
- ・地域の中で一緒に行動することで、お互いの関係性が育まれていく。
- ・障害者は、身近で支えてくれる人との関わりが多いが、例えば災害時の避難訓練などを一緒にやることを通じて、地域との双方向の関係づくりを進めるのもよい。

「情報」について

- 多様な障害に対応した情報発信が必要である。
- 視覚障害者＝点字と思われているが、点字を理解できる人は1～2割しかいない。
- 外国人には「やさしい日本語」の方がわかりやすいこともある。
- 聴覚障害者は、相手がマスクをすると口の動きが見えないので、何を話しているかわからなくなる。

「施設等のバリアフリー」について

- 施設を整備する人に、ハードのバリアフリーの必要性に関する理解がなかなか広がらない。障害者にも目を向け、全ての利用者を想定した施設づくりを考えるべきである。
- 家からバス停、駅まで、移動経路の整備が必要である。

その他

- 障害者権利条約の精神を次の推進指針に反映させるべきである。
- 障害を恥ずかしいと思わず、自ら発信していくことも大事である。

## (6) お問い合わせ先

## ○各区分市民・区民活動支援センター

市民活動やボランティア活動をしたい人、自分たちの活動をもっと多くの人に知ってほしい団体の活動を支援しています。

(令和〇年〇月現在)

区	住所	電話	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所 2 階	510-1694	510-1716
神奈川	神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 5 階	411-7089	323-2502
西	西区中央 1-5-10 西区役所 1 階	620-6624	620-6624
中	中区日本大通 35 中区役所別館	224-8138	224-8343
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10 階	232-9544	242-0897
港南	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 5 階	841-9361	841-9362
保土ヶ谷	保土ヶ谷区星川 1-2-1	334-6306	339-5120
旭	旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4 階	382-1000	382-1005
磯子	磯子区磯子 3-5-1 磯子区総合庁舎 7 階	754-2390	759-4116
金沢	金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所 2 階	788-7803	789-2147
港北	港北区大豆戸町 26-1 港北区役所 4 階	540-2246	540-2246
緑	緑区中山 4-36-20	938-0631	939-5401
青葉	青葉区市ヶ尾町 31-4 青葉区役所 1 階	978-3327	972-6311
都筑	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2237	943-1349
戸塚	戸塚区川上町 91-1 モレウ東戸塚 3 階	825-6773	825-6774
栄	栄区小菅ヶ谷 1-4-5	894-9900	894-9903
泉	泉区和泉中央北 5-1-1 泉区役所 1 階	800-2393	800-2518
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2 階	369-7081	366-4670

○各区社会福祉協議会  
福祉の身近な相談窓口です。

(令和3年3月現在)

区	住所	電話	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階	504-5619	504-5616
神奈川	神奈川区反町1-8-4はーと友神奈川内	311-2014	313-2420
西	西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階	450-5005	451-3131
中	中区山下町2 産業貿易センタービル4階	681-6664	641-6078
南	南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階	260-2510	251-3264
港南	港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内	841-0256	846-4117
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階	341-9876	334-5805
旭	旭区鶴ヶ峰1-6-35「ぱれっと旭」内	392-1123	392-0222
磯子	磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階	751-0739	751-8608
金沢	金沢区泥亀1-21-5 「いきいきセンター金沢」内	788-6080	784-9011
港北	港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206	547-2324	531-9561
緑	緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階	931-2478	934-4355
青葉	青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点	972-8836	972-7519
都筑	都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-4508	943-1863
戸塚	戸塚区戸塚町167-25 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点1階	866-8434	862-5890
栄	栄区桂町279-29	894-8521	892-8974
泉	泉区和泉中央南5-4-13	802-2150	804-6042
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町469 「せやまる・ふれあい館」内	361-2117	361-2328

○「横浜市福祉のまちづくり」に関するウェブサイト

過去の推進指針や市内のバリアフリー情報などをご覧ください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/>

**横浜市ホームページからの進み方**

横浜市-市役所トップページ（総合案内）>暮らし・総合>福祉・介護>福祉のまちづくり

# ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 〈予算関連法律案〉

## 背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

### ①公共交通事業者等における課題

例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。  
例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

### ②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、**市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

## 法案の概要

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務**の創設(※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動等円滑化に関する協議への応諾義務**を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、**作成経費を補助**(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》・「心のバリアフリー」の認知度: 約24%(2019年度)→約75%(2030年度)

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数: 約1,700(2019年度)→約2,000(2025年度)

## 専門委員会における検討状況について

### 公共交通機関の施設に関する検討

#### 1 概要

国土交通省は、平成30年3月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準の見直しを行いました。それに伴い、整備基準を解説する「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[公共交通機関の施設編]」（以下「交通マニュアル」といいます。）の見直しを行っています。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

#### 2 検討方法

- ・推進会議の下部組織として専門委員会を設置し、検討しています。
- ・専門委員会の一部の委員により 作業部会を開催し、交通マニュアルを検討しています。
- ・作業部会開催の都度、専門委員会の委員に意見照会を行っています。

作業部会メンバー ※敬称略	
大原 一興	（学識 / 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授）
川内 美彦	（学識 / アクセスポロジェクト 主宰）
橋本 美芽	（学識 / 東京都立大学大学院人間健康科学研究科 准教授）
西村 顕	（学識 / 横浜市総合リハビリテーションセンター研究開発課 主任）

#### 3 専門委員会、作業部会の開催状況（書面開催）

##### (1) 専門委員会

令和元年度第4回（令和2年2月27日（木））

検討内容：交通マニュアルの検討方法、スケジュール

##### (2) 作業部会

ア 第1回作業部会（令和2年5月29日（金））

検討内容：便所

イ 第2回作業部会（令和2年7月6日（月））

検討内容：バリアフリールート、出入口、通路、改札口、階段、傾斜路、手すり、エレベーター、駅のホーム、視覚設備

ウ 第3回作業部会（令和2年8月11日（火））

検討内容：総論、案内表示、バス停、タクシー乗り場、聴覚設備、警報設備 等

#### 4 今後のスケジュール（予定）

- 9月下旬 専門委員会  
検討内容：交通マニュアル 素案（案）
- 10月下旬 推進会議への意見照会  
検討内容：交通マニュアル 素案
- 11月頃 意見公募（交通マニュアル）
- 12月頃 第46回推進会議
- 2月 改正整備基準 施行、改正交通マニュアル 発行

### 建築物に関する検討

#### 1 概要

平成24年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなっています。については、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部改正及び施設整備マニュアル[建築物編]（以下「建築物マニュアル」といいます。）の一部改正を行います。

#### 2 検討方法

推進会議の下部組織として専門委員会を設置し、検討しています。

#### 3 専門委員会の開催状況（書面開催）

令和2年2月27日（木）に専門委員会を開催しました。

検討内容：敷地内の通路、駐車場、廊下等、便所、ホテル又は旅館の客室

#### 4 今後のスケジュール（予定）

- 10月頃 専門委員会
- 12月頃 第46回推進会議
- 2月頃 専門委員会  
令和3年
- 6月頃 第47回推進会議  
検討内容：改正整備基準 素案
- 7月頃 意見公募（整備基準）
- 9月頃 意見公募（建築物マニュアル）  
改正整備基準 施行
- 12月頃 改正建築物マニュアル 発行

# 「立ち止まって乗ろう エスカレーター」 九都県市が一体となって取り組みます

エスカレーターは、駅や商業施設など多くの場所で日常的に利用されていますが、歩いて利用する人も多く、転倒などの事故も発生しています。

本来、エスカレーターは立ち止まって利用することが前提となっていますが、必ずしも守られていません。

そこで、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が一体となって、エスカレーターの安全な利用に関する取組を実施します。

## 1 取組期間

令和2年8月1日（土）から9月30日（水）まで

## 2 主な取組

次のとおり、エスカレーターの安全利用を呼びかけます。

- (1) 広報よこはま 8月号への記事掲載
- (2) 市庁舎のデジタルサイネージの活用  
(右のイラストを放映しています。)
- (3) ホームページへの動画の掲載  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/torikumi/esc.html>  
(動画は、7月31日0時からご覧いただけます)



※本件は、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の同時発表です。

### お問合せ先

(九都県市の取組に関すること)	九都県市首脳会議首都圏連合協議会 エスカレーターでの事故防止に向けた取組検討会座長 埼玉県県民生活部消費生活課 高杉・佐々木 Tel 048-830-2938
(横浜市の取組に関すること)	健康福祉局福祉保健課福祉保健センター担当課長 江原 顕 Tel 045-671-3563





# 「横浜ユニバーサルツーリズム事業」

資料 5

## について



令和2年8月31日



公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー  
YOKOHAMA CONVENTION & VISITORS BUREAU

# 1. 事業の目的

障害等の有無や年齢にかかわらず、すべての人が安心して旅行を楽しめる都市・横浜を目指し、関係団体や事業者と連携して、受入環境の向上やプロモーションを実施すること。

※ユニバーサルツーリズム

ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、障がい等の有無や年齢にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指しています。 <観光庁のWebページより抜粋>

## 2. 背景

### (1) 社会的要請への対応

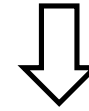
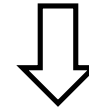
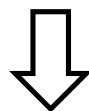
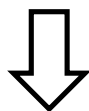
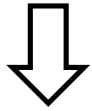
- ・ 障害者差別解消法の施行
- ・ バリアフリー法
- ・ 東京2020パラリンピックの開催  
～IPCアクセシビリティ作業部会設置

### (2) 観光需要の変化への対応

- ・ 超高齢社会
- ・ SDGs ～アクセシブルでインクルーシブな  
社会的基盤やサービスの実現

# 3. 事業方針

	言語	文化	年齢	障害	性別	その他
対象例	訪日外国人等	ムスリム、ベジタリアン等	高齢者、子育て世代等	肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者等	LGBT等	



多言語対応強化事業	多文化に対応した受入・誘客事業	ユニバーサルツーリズム推進事業	ユニバーサルツーリズム	現状、観光行政において対応すべき課題はなし。	
	横浜おもてなし事業				

### 3. 事業方針(ターゲット)

ユニバーサルツーリズム推進事業のターゲットは、

1 高齢者、子育て世代

2 障害のある人

(身体障害者、精神障害など)

### **3. 事業方針**

#### **受入環境向上（ソフト面での改善）**

- ・バリア情報の調査・集約
- ・人材育成、気運醸成
- ・相談機能強化
- ・コーディネート機能の強化

#### **誘客（需要の創出）**

- ・集約情報の発信
- ・全国の旅行会社等へのセールス活動

# 4. 事業の概要(ロードマップ)

年度 分類 \	H29	H30	H31(ラグビーW杯)	R2	R3 (オリ・パラ) 以降
テーマ	「実際に楽しめる横浜」の 発掘	調査とPRの徹底	UT情報の多言語化と 蓄積情報活用	蓄積情報活用	民間主導のUT促進 事業者連携強化
実施主体	横浜市	YCVB	YCVB	YCVB	YCVB
情報集約・ 調査		■市内ホテルの 対応状況調査	■観光施設の対応状況 調査	■ニーズ等旅行商品造 成への課題調査 ■バリアフリー対応状況 更新	■バリアフリー情報 更新
情報発信・ プロモーション	■モデルコース①策定 (都心臨海部)	■モデルコース②策定 (新横浜)	■モデルコース①② 【英訳】	■バリアフリー情報ペー ジ活用	■バリアフリー情報 ページ活用 ■プロモーション ■商品造成にむけた セールス
人材育成	■研修(概論)	■研修(概論、横浜現状)	■研修(パラスポーツに学 ぶ)	■研修	■研修(オリ・パラ特 化)
相談窓口機能、 コーディネート 機能		■案内所への情報徹底			■YCVBのコーデ ィネート機能強化 (BtoB)



## 5. 取組

- (1) アクセシビリティ対応状況調査
- (2) 関係団体ヒアリング
- (3) モデルコース策定とマップ製作（日・英）
- (4) ウェブサイトでの情報発信
- (5) セミナー開催
- (6) 商品造成に向けたセールス

# 5. 取組

## (1) アクセシビリティ対応状況調査

### 横浜市内観光関連施設アクセシビリティ対応状況調査

#### 1. 目的

横浜市内の観光関連施設を対象に、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等あらゆる人に快適な横浜観光を提供するために、どんな人にも利用しやすい施設情報（アクセシビリティ）を調査することを目的とする。

#### 2. 調査期間

2019年11月1日～2019年12月31日

#### 3. 調査対象

横浜市の高い来客動員実績のある主要な観光施設、商業施設、文化施設、スポーツ施設、海上遊覧施設（109施設）

#### 3. 調査手法

現地調査及びWEBによるアンケート調査

- 109施設内訳

- 1) アンケート調査対象施設 109施設
- 2) 現地調査対象施設 54施設

#### 4. 回収状況

- 1) アンケート回収数：97票（回収率：89.8%）

# 5. 取組

## (1) アクセシビリティ対応状況調査 モニター調査



MARK IS 多目的トイレ視察



MARK IS みなとみらい屋上の「みんなの広場」視察



オービー横浜見学調査



マリンシャトル乗船調査（スロープの確認）

# 5. 取組

## (2) 関係団体ヒアリング

### 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会



### 横浜市立若葉台特別支援学校



# 5. 取組

## (3) モデルコース策定とマップ製作 (日・英)

### A 桜木町～元町中華街

**横浜ユニバーサルツーリズム・モデルコース**  
 桜木町駅～元町・中華街

主要スポットが繋ぐ開港の道歩く

**Yokohama Barrier-Free Access Map - Recommended Itineraries -**  
 Stroll around the downtown of Yokohama Bay Area

Itinerary 10 - Sakuragi-cho ~ Chinatown

### B 新横浜～元町中華街

**横浜ユニバーサルツーリズム・モデルコース**  
 新横浜～元町・中華街

横浜の玄関口から、世界最大級の中華街へ

**Yokohama Barrier-Free Access map**  
 1 Day Trip to Chinatown from Shin-Yokohama

# 5. 取組

## (4) ウェブサイトでの情報発信 <https://www.welcome.city.yokohama.jp/accessibility/>

横浜観光案内のバリアフリー-対応施設 横浜の観光のバリアフリー-対応施設 横浜ユニバーサル・モデルコース 主要なリンク集

### アクセシビリティ (バリアフリー) 情報

**市内横浜臨海バリアフリー-対応施設について**  
市内横浜臨海バリアフリー-対応施設について  
市内横浜臨海バリアフリー-対応施設について

**市内ホテルバリアフリー-対応施設について**  
市内ホテルバリアフリー-対応施設について  
市内ホテルバリアフリー-対応施設について

**横浜ユニバーサル・モデルコース**  
横浜ユニバーサル・モデルコース  
横浜ユニバーサル・モデルコース

### 横浜ユニバーサル・モデルコース

**1. 主要スポットが近く観光の道を楽しむ (高層ビル・公園、山下公園、中華街ほか)**  
主要スポットが近く観光の道を楽しむ  
みらいの広場、山下公園、中華街ほか

**2. みなとあらいを楽しむ (高層ビル・ショッピング)**  
みなとあらいを楽しむ  
高層ビル・ショッピング

**3. 歴史的建造物を中心にあつめる 観光歴史コース**  
歴史的建造物を中心にあつめる  
観光歴史コース

**4. 新横浜 (日本スタジアムやフラーメン博物館ほか) と中華街周辺を巡るコース**  
新横浜 (日本スタジアムやフラーメン博物館ほか) と  
中華街周辺を巡るコース  
新横浜と中華街周辺を巡るコース  
日本スタジアムやフラーメン博物館ほか

# 5. 取組

## (5) セミナー開催



電動車いすサッカー元日本代表 野田氏による講演



日本財団パラリンピックサポートセンター職員/  
東京2020出場を目指すパラアスリート 山本氏による「あすチャレアカデミー」

【参加募集】ユニバーサルツーリズム推進セミナー

### 観光からSDGsを考える パラスポーツに学ぶこれからのユニバーサルツーリズム

「誰ひとり取り残さない」ための国連・持続可能な開発目標 (SDGs) 達成には、障がい分野における課題解決も重要なテーマです。

(公財)横浜観光コンベンション・ビューローでは、国内外から多様な旅行者をお迎えするために、ユニバーサルツーリズムの普及・促進に取り組んでいます。その一環として、このたび観光関連事業者向けの研修を実施いたします。2020年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が実施されることから、パラスポーツで活躍されるアスリートを講師に迎え、当事者ならではのリアルな視点で学びます。



#### ■第一部 講演 「横浜F・マリノスと障がい者サッカーの取組みについて」

障がい者サッカー競技の説明、日常生活・競技生活、障がいについて、これからの想い

電動車いすサッカー日本代表初代キャプテン/  
電動車いすサッカークラブ「横浜フロッカーズ」選手 野田 拓郎 氏  
横浜F・マリノス フットボール選手 小林 佑平 氏  
横浜マリノス株式会社 ぬいぬい・ホームタウン事業部長 望月 週 氏

●「横浜フロッカーズ」とは  
2011年フットボール13年での全国大会を制した横浜市の電動車いすサッカークラブです。  
●「F・マリノス フットボール」とは  
横浜F・マリノスの下部組織で、経済力が乏しい学生から社会人で構成されるチームで、現在約80名の選手が所属。県クラブチームは平成30年度から東京都の社会人リーグに参加し、障がい者と健常者の垣根を越えて活発に活動しています。



#### ■第二部 体験セミナー 「あすチャレ! Academy」

プログラム提供：日本財団パラリンピックサポートセンター

障がい者の「リアル」を当事者講師から聞き、学び、一緒に考える研修プログラム

日本財団パラリンピックサポートセンター職員/  
東京2020出場を目指すパラアスリート 山本 恵理 氏

●研修プログラムについて  
当事者講師による障がい体験のレクチャー、障がいのコミュニケーション体験、受取前持士で考えるグループワークを通して、パラリンピックやパラスポーツを題材に知識を学びだけでなく実際の行動へ移せるように構成されています。

【実施日時】 令和2年 2/4(火)

13時45分～16時45分終了予定 (13:30受付開始)

【料金】

賛助会員無料、  
非賛助会員 (横浜市内在業者のみ) 2,000円/人

【申込方法】

裏面の申込書に必要事項を記入の上、メールかFAXにて申込みください。

【申込先】

裏面参照

【募集締切】

令和2年1月30日(木)

※申込み多数の場合は先着順とさせていただきます。

※また、その際は当財団賛助会員様を優先させていただきます。

【定員】

70名

【会場】 障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール  
2階大会議室 (横浜区鶴山町1762)

※セミナー終了後、「横浜ラポール」の施設見学を実施します。(15分程度、先着15名)



主催：公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー  
お問合せ：事務局 [(株)近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店] 担当：熊木・青木・上地・木俣 TEL：045-277-0771

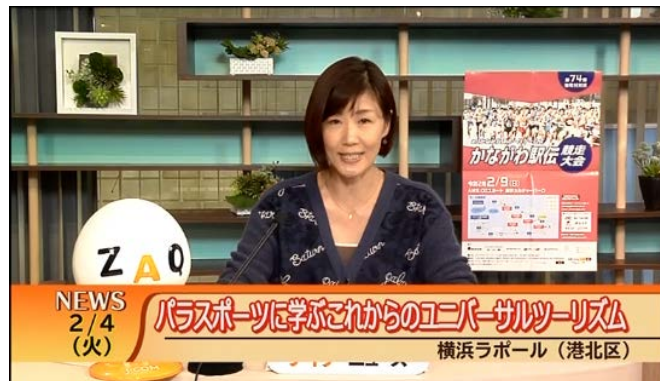
# 5. 取組

## (5) セミナー開催 メディア掲載実績

『ニュースLINK』(テレビ神奈川)



『【デイリージェイコム】デイリーニュース 横浜』(ジェイコム/CATV)





# 5. 取組

## (6) 商品造成に向けたセールス

令和2年度

### 修学旅行誘致促進事業助成金・団体旅行助成金



区分	対象	対象人数/条件	助成金額	併用申請
(1) 宿泊助成金	中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校	① 40人～119人 ② 120人以上 ※1泊あたりの宿泊人数	①10,000円 ②30,000円	(4)、(5)との併用申請可
(2) 連泊助成金 (2泊以上連泊の場合)			①30,000円 ②50,000円	(4)、(5)との併用申請可
【特別支援学校対象】 (3) 宿泊助成金		20人以上	30,000円	(4)、(5)との併用申請可
(4) キャリア教育プログラム助成金		当財団教育旅行ウェブサイト記載「キャリア教育プログラム in 横浜」掲載施設のプログラム利用	500円/人 上限 20,000円/校	(1)～(3)のいずれかと(5)との併用申請可
(5) 団体貸切バス支援助成金		小学校、中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 一般団体	貸切バスの発着地が横浜市以外の地域であること。 ただし、特定地域(※)に関しては航空機 or 鉄道+貸切バスの併用可能	発地区分により異なる(※1)

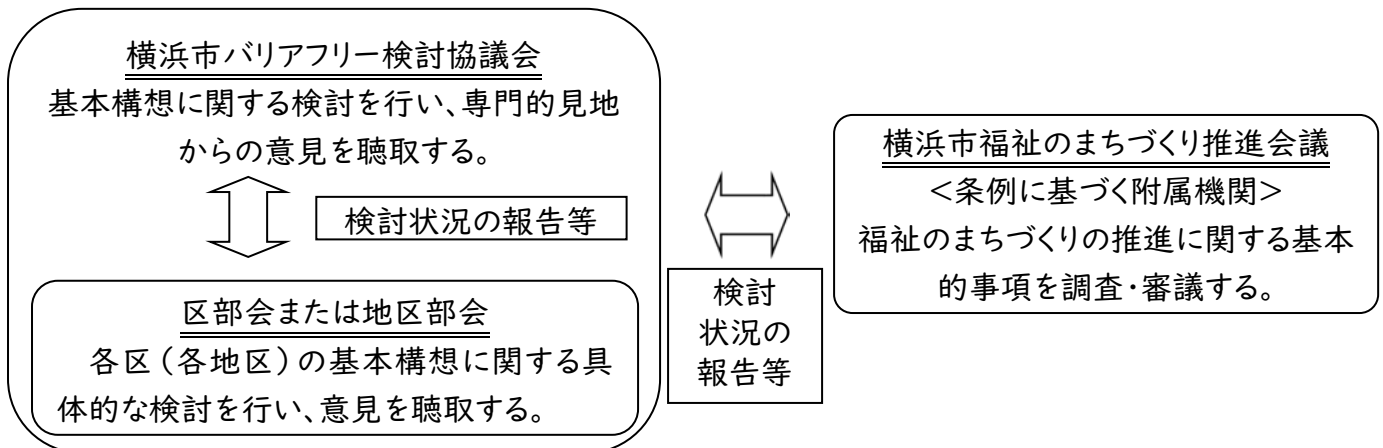
訪れるすべての方々が  
安心して快適に楽しめる横浜を目指して！



公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー  
YOKOHAMA CONVENTION & VISITORS BUREAU

## 横浜市バリアフリー基本構想について

## 1 横浜市の検討体制



## 2 横浜市バリアフリー基本構想の検討状況について

各区 1 地区での策定が 28 年度末に完了し、現在は、区ごとに複数の駅を同時に検討するとともに、策定済み地区の見直しを実施しており、平成 30 年度には戸塚区（戸塚駅（見直し）、東戸塚駅、舞岡駅）と保土ヶ谷区（星川駅（見直し）、天王町駅、保土ヶ谷駅）の基本構想の策定が完了しました。

今年度は、昨年度から引き続き、磯子区（杉田駅・新杉田駅（見直し）、磯子駅、屏風浦駅、根岸駅）及び羽沢横浜国大駅周辺地区（神奈川区、保土ヶ谷区）の作成を行っております。

また、新たに今年度から中区（関内駅（見直し）、桜木町駅、伊勢佐木長者町駅、馬車道駅、日本大通り駅）及び踊場駅周辺地区（泉区・戸塚区）の作成にも着手しました。

なお、羽沢横浜国大駅周辺地区及び踊場駅周辺地区については、提案制度（バリアフリー法第 27 条）を利用した提案があり、作成に着手しています。

## 3 横浜市バリアフリー検討協議会について

令和 2 年 1 月 15 日に第 10 回横浜市バリアフリー検討協議会を開催しました。

## 【議事内容】

- ・平成 31 年度のバリアフリー基本構想作成の進捗状況報告
- ・平成 30 年度末時点の特定事業の進捗状況報告
- ・基本構想作成の提案があった踊場駅周辺地区について委員に意見を聴取
- ・バリアフリー基本構想の周知方法について委員に意見を聴取

【参考】バリアフリー基本構想の策定状況

○策定済み

地区名		該当区	開始	策定	整備目標
1	関内駅周辺	中区	H15.8	H16.8	H22
2	鶴見駅周辺	鶴見区	H15.9	H16.8	H22
3	横浜駅周辺	西区	H16.2	H18.8	H22
4	新横浜駅周辺	港北区	H16.3	H18.8	H22
5	三ツ境駅周辺	瀬谷区	H17.6	H19.3	H22
6	戸塚駅周辺	戸塚区	H18.7	H20.5	H22
→戸塚区基本構想に統合					
7	上大岡駅・港南中央駅周辺	港南区	H18.8	H20.5	H22
8	都筑区タウンセンター周辺	都筑区	H20.6	H22.5	H26
9	星川駅周辺	保土ヶ谷区	H21.4	H23.3	H27
→保土ヶ谷区基本構想に統合					
10	本郷台駅周辺	栄区	H21.7	H23.8	H28
11	大口駅・子安駅周辺	神奈川区	H22.2	H23.12	H28
12	二俣川駅周辺	旭区	H22.8	H24.5	H29
13	金沢文庫駅・金沢八景駅周辺	金沢区	H22.10	H25.3	H29
14	いずみ中央駅・立場駅周辺	泉区	H23.8	H25.3	H29
15	杉田駅・新杉田駅周辺	磯子区	H24.7	H26.3	H30
16	阪東橋駅・黄金町駅周辺	南区	H25.7	H27.3	R元
17	市が尾駅周辺	青葉区	H26.7	H28.3	R2
18	十日市場駅周辺	緑区	H27.7	H29.3	R3
19	戸塚区(戸塚駅(見直し)、東戸塚駅、舞岡駅)		H29.3	H30.11	R5
20	保土ヶ谷区(星川駅(見直し)、天王町駅、保土ヶ谷駅)		H29.9	H31.3	R6

○作成中

地区名		開始	策定予定
1	磯子区(杉田駅・新杉田駅(見直し)、磯子駅、屏風浦駅、根岸駅)	R元	R3
2	羽沢横浜国大駅	R元	R3
3	中区(関内駅(見直し)、桜木町駅、伊勢佐木長者町駅、馬車道駅、日本大通り駅)	R2	R4
4	踊場駅	R2	R4

※基本構想の閲覧等

策定済みのバリアフリー基本構想は、横浜市のホームページ上に公開しています。また、冊子を道路局企画課でご覧いただけます。

令和2年8月31日(月)  
横浜市社会福祉協議会

## 令和元年度横浜市福祉のまちづくり推進に関する 社会福祉協議会事業の福祉啓発事業報告について

### 1 福祉教育（啓発）事業

#### (1) 先生のための福祉講座（市教育委員会・各区社協との共催）

市内の小中高校（公私問わず）、盲・ろう・特別支援学校の教職員を対象に福祉学習についての基本理解のための講座を開催しました。

事例提供されたプログラムを持ち帰り、自校の授業に活用するなどの波及効果が見られています。

開催日：令和元年8月19日（月）13:00～16:45

参加者：29名（小学校19/中学校7/高校3）

講師：長沼 豊氏（学習院大学文学部教育学科 教授）

内容：導入講座「福祉とは、福祉教育とは」  
実践事例紹介  
機材体験ワークショップ



#### (2) 小・中学校、高等学校等での福祉講座の実施

福祉教育プログラム集「やってみよう！福祉教育！」を活用し、18区社協において障害当事者やボランティア、地域住民などの協力をいただき、市内の小中高校（公私問わず）で授業の中で障害理解等に関する福祉講座を、308件（延べ参加者42,417名）実施しました。市社協から区社協に、福祉体験に伴う整備費用等の一部を補助しています。

### 2 企業向けの福祉啓発研修

市社協では、企業からの依頼を受けて、新入社員を対象として福祉の考え方や車いすの乗車・誘導體験等を学ぶバリアフリーマインド研修や、社員がボランティア活動や災害ボランティアについて学ぶための福祉啓発研修会を行いました。

企業数：2社、参加者51名

内容：①バリアフリーマインド研修

②社員対象のボランティア・災害ボランティア講座



## 令和元年度 福祉のまちづくり推進事業の報告について

### 1 横浜市福祉のまちづくり条例推進事業

#### (1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（年2回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（年4回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催（年2回）

#### (2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）令和元年度協議件数 653 件（終了件数 591 件うち適合件数 217 件（約 37%適合））

#### (3) 福祉のまちづくり普及啓発

##### ア 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：令和元年4月1日（水）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：小泉 暁美 氏（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会）
- ④ 萩原 昌子（横浜市健康福祉局障害者更生相談所）
- ⑤ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約 1,000 人

##### イ 福祉教育

子ども用啓発リーフレットの配布（7月中旬）

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」の増刷（約 40,000 部）

市内全小学校4年生に、授業等での活用事例集と合わせて配布、総合学習などに活用。

##### ウ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施。

#### 【開催概要】

- ① 日 時 1日目：令和元年10月30日（水） 9時45分～17時15分  
2日目：令和元年10月31日（木） 9時45分～17時15分
- ② 会 場 中区福祉保健活動拠点
- ③ 受講者 合計39名（1日目：21名、2日目：18名）

※受講者内訳

本市職員・・・37名

（うち事務9名、建築9名、土木10名、造園5名、電気1名、機械1名、衛生監視員1名）

④ 内容

- ・ TOTO(株)によるトイレセミナー
- ・ 障害当事者講話（視覚障害、内部障害【オストメイト】）
- ・ 車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
- ・ 整備事例検討グループワーク

(写真) 当日の様子



エ 福祉のまちづくり研修会

**【開催中止】**

新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、令和元年度の研修会は中止。

## 2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助する。

- ・令和元年度補助台数：46台

(参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率)

	H28	H29	H30	R01
保有台数(台)	2,050	2,046	2,032	2,041
導入率(%)	67.9%	72.5%	74.5%	77.6%

## 3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助する。

- ・令和元年度は新規の補助は行っていません。



4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等	
本年度	3億5,996万円	
前年度	3億6,927万円	
差引	△931万円	
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	472万円
	市費	3億5,524万円

### 事業内容

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。

#### 1 福祉のまちづくり条例推進事業〈拡充〉 2,058万円

元年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。また、次期福祉のまちづくり推進指針を策定します。

- (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催
- (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討（基準改正等、次期推進指針の策定等）
- (3) 福祉のまちづくり普及啓発
- (4) 音声読み上げ可能な文字情報による公共施設への道案内の作成・提供（モデル事業）【基金】
- (5) 条例対象施設についての事前協議・相談等

#### 2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

【中期】 2,592万円

誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。民間事業者への補助 47台

#### 3 福祉有償運送事業 421万円

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。

#### 4 再犯防止推進計画推進事業〈拡充〉 208万円

「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を効果的、効率的に推進するために、刑事司法関係者と市内の福祉関係者等との連携協力関係を築く「横浜市更生支援ネットワーク会議」を設けます。

#### 5 地域福祉保健関係職員人材育成事業〈拡充〉 1,213万円

- (1) 区福祉保健センターや児童相談所等の社会福祉職・保健師に対し、経験年数に応じた階層別研修や専門職研修を実施し、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。
- (2) 複雑多様化する市民の福祉保健ニーズに対応できる専門職職員を育成するために責任職向けの研修プログラム開発等を行います。あわせて25年度に作成した専門職の育成方針となる「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」を改定します。
- (3) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。

#### 6 福祉保健システム運用事業 2億9,504万円

高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、法・制度改正対応等の改修を行います。